

「平成25年度 高知県農業農村整備事業計画審査会」 議事録

開催日時 : 平成25年10月11日(金)
開催場所 : こうち勤労センター5階会議室
審査委員 : (農業振興部委員)

・農業振興部副部長	笹岡 貴文 : 審査委員長
・農業政策課長	岩村 俊夫
・農地・担い手対策課長	伊佐 寛
・環境農業推進課長	美島 政常
・産地・流通支援課長	西本 幸正
・地域農業推進課長	石本 周平
・農業基盤課長	釣井 利勝

(第三者委員)

・生産に関わる者(高知県青年農業士連絡協議会 会長)	前田 良一
・土地改良施設の管理に関わる者(須崎市上分土地改良区 理事長)	青木 耕蔵
・地域づくりに関わる者(NPO法人「とかの元気村」副理事長)	田村 公史
・学識経験のある者(高知大学農学部農学科 准教授)	佐藤 泰一郎

1. 平成26年度新規地区

(1) 江ノ村地区基幹水利施設ストックマネジメント事業(県営)

【市町村名】	四万十市
【事業概要】	排水機場補修(1箇所)
【事業費】	200,000千円
【負担割合】	(国)50% (県)35% (市)15%

[説明者: 農業基盤課(整備事業担当)]

【新規要望理由説明(事務局)】

- ・本施設は、湛水被害を防止するため、昭和59年に県営の湛水防除事業により造成された施設である。
- ・本地区では、全域の52.0haで水稻栽培が行われている。
- ・本施設は築造後29年が経過し、梅雨時期前の専門業者による点検や維持修繕事業等を実施してきたが、施設全体の劣化が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。ひとたび動作不良に陥れば、受益地内の農作物はもとより宅地までもが浸水し、多大な被害が発生する恐れがある。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

(委員)

ストックマネジメント事業の必要性はよく分かりますが、もしこの事業が進まないと水稻に湛水被害を与える。この理由だけでよろしいんですか。

(事務局)

地区内には点在した住宅が3戸ありまして、住宅の床下浸水なども想定されております。

(委員)

それ以外にはありますか。

(事務局)

ありません。

(委員)

設備投資額に対する費用対効果を考えたときに、効果の部分をもう少し何か評価できないのかなと思います。現在は水稲作なのかもしれないけれども、こういった排水対策事業を行うことによって、さらなる農業の振興とか発展とかそういうものは何か考えることはできないのでしょうか。その辺のところを農業基盤課だけではなくて、他課とよく相談して何か考えられたらよいのではないかと思います。

(2) 江見地区基幹水利施設ストックマネジメント事業（県営）

【市町村名】	香南市
【事業概要】	排水機場補修（1箇所）
【事業費】	250,000千円
【負担割合】	（国）50%（県）35%（市）15%

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は、湛水被害を防止するため、昭和56年に県営の湛水防除事業により造成された施設である。
- ・地区内では水稲26.0haを主体に、ハウスでニラ1.0ha、すいか0.3haの栽培が行われている。
- ・本施設は築造後32年が経過し、定期点検や原動機のオーバーホールなど維持修繕事業等を実施してきたが、施設全体の劣化が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。ひとたび動作不良に陥れば、受益地内の農作物が浸水し、多大な被害が発生する恐れがある。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

（委員）

電気設備のみ更新するのですか。

（事務局）

はい。

（委員）

かなりの金額がかかるなというふうに感じます。ポンプだけでも9千9百万円というのは、製作するのと同じぐらいかかるような感じがします。

（事務局）

金額が高いのは、やはり大口径になるとそれに伴って費用がかかります。現場での作業はできませんので、1度工場に持ち帰ってというような形になります。そうした部分での経費なんかもかかって、結果的にかなりの金額が必要になります。電気につきましては、なかなか部分的なものだけを補修することができません。やはり一体的な回路になっておりますので、どうしても全部取り替えなければならない。いわゆる更新をしていかなければならないといったことで、費用がかさむことはどうしてもやむを得ないのかなと思います。一方、ポンプについては、今回のように大がかりなオーバーホールをやる前に、ある程度短い期間で計画的に補修をきめ細かくやっていくということがコストを削減するためには大事だと思っています。

（委員）

定期的な試運転とか整備の状況はどうしていますか。

（事務局）

定期的なメーカーによる点検等は行っております。ただ、ポンプにつきましてはオーバーホール等の補修履歴はありません。

(委員)

年に一度ぐらいの試運転とかそういうことはされているということですか。

(事務局)

農業基盤課では毎年、雨期の前に防災点検としての定期点検を年1回は実施していただくよう管理者にお願いし、状況を確認しています。

(委員)

電気設備が劣化し錆がくる。往々にしてこういう事例が多いように思いますが、除湿をするなどの湿気対策は具体的に行っていますか。

(事務局)

大きな建屋の中に機械、電気設備を置いていますので、湿気対策としては特に行っていません。

(委員)

それで良いということですか。

(事務局)

一定の錆の発生はやむを得ないと思っています。

(3) 窪川地区農村地域防災減災事業（県営）

【市町村名】	四万十町
【事業概要】	ため池改修（3箇所）
【事業費】	300,000千円
【負担割合】	（国）55%（県）35%（町）10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・松角池、上谷池、中谷池は、老朽化が進行し、基準値を超える漏水や堤体・洪水吐に変状が見られるなど危険な状態となっている。ため池が万一決壊した場合には、下流域の農地や農業用施設のみならず人家や公共施設にも被害を及ぼすことが予想されている。
- ・本地区では、水稻を主体にショウガ、トマト、エンドウ、ハウスイチゴなどの栽培が行われている。
- ・本地区にある29ヶ所のため池について、平成23年度に実施した現地調査の結果により、漏水状況や堤体の変状、下流域の民家や公共施設に及ぼす影響等を総合的に判断し、今回改修する3池を決定した。
- ・本事業は、全体的な改修工事の実施により、集中豪雨や地震等による決壊を防止することで、ため池下流の人家や町道等の公共施設を決壊被害から守るとともに、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

（委員）

ため池は全面改修するということですね。

（事務局）

ため池本体は現在のため池の両側に余盛りをして丈夫なものにします。古いため池ですので、取水施設にも不具合が出ているということで、併せて改修します。

（委員）

ため池の水の利用をかんがいのみでお考えのようですねけれども、もっと他にもあるのではないですか。

（事務局）

親水面での機能も当然あろうかとは思いますが。

（委員）

むしろ地域用水という役割をもっと評価すべきじゃないですか。

（事務局）

地域用水としての機能も当然果たすとは思いますが、なぜ防災事業としてやるかということ考えた場合には、ため池が決壊することによって被害がどこに生じるかということをもとにB/Cを算定し、まずは防災事業としてやるのが正解なのかどうかという観点から見ております。ただ、それに上乗せすることは可能だと思います。

（委員）

防災という意味では、例えば防火用水という意味でも防災ですよ。

(事務局)

高知県内にも地震等がありますと決壊の被害を生じる可能性のあるため池があります。現在農業用水として利用されていないため池につきましては廃止していただくということも検討しています。地域用水、まさしく防火水槽の代わりに使いたいというようなところもあります。ただ、今回のため池につきましては、防火用水として使っているということは聞いておりません。

(委員)

現地を知らないから何とも言えないんですけども、消火栓が整備されていけばよいのですが、なければ火事のときどっから水持ってくるのという話になります。だから、そのときにはどう見てもその水路の水を使うというようなことが必要ですよね。そういう意味でやはりかんがいのみだけではなくて、もっとプラスアルファがあってもいいのかなと思います。もちろん親水などについても、防災以外の部分での評価をもっとすべきだと思います。ぜひ、しっかりとお願いします。

(事務局)

分かりました。

(委員)

この池の管理者は誰ですか。

(事務局)

地元の水利組合が管理しています。

(委員)

3つともそうですか。

(事務局)

はい。県内のため池の中には市町村が管理しているため池もありますが、地元の水利組合とか土地改良区が管理しているため池がほとんどです。

(委員)

上谷池と中谷池の説明写真を見ると、すぐ近くに川が流れています。

(事務局)

四万十川ですね。

(委員)

地域的にも近くであれば、思い切って用水施設を設置するということも考えられるのではないですか。

(事務局)

そういう考え方も当然ありまして、ため池を決壊のリスクから下げていくということにつきましては、例えばポンプ施設を整備して、そこから配水するということも考えられますが、機械施設を置きますとやはり維持管理費が今まで以上にかかってくるということから、自然取水ができるようなものをやはり地元としては置いてもらいたいという意見もございます。それから、四万十川から取水しようとするとならば新たに水利権を取得しなければならなくなりますが、既存の水利権がないところで新たに許可を得るというのは、現実的に

は難しい問題でもあります。

(委員)

取水しても最終的にはすべて川へ帰ってくるのではないですか。

(事務局)

営農用水として消費される水もありますので、そういう考えには単純にはなりません。

(委員)

地元負担はないということですか。

(事務局)

地元負担については市町村の判断によるものですが、防災的な観点からやりますので地元負担は徴収していません。これを用水施設だけ直すというふうな形で考えれば、当然地元負担を徴収するということになると思います。

(4) 西山2期地区農村地域防災減災事業（県営）

【市町村名】	室戸市
【事業概要】	ため池改修（3箇所）
【事業費】	300,000千円
【負担割合】	（国）55%（県）35%（市）10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・新畑2号池、黒茂谷池、甚太ヶ鼻池は、老朽化が進行し、基準値を超える漏水や堤体・洪水吐に変状が見られるなど危険な状態となっている。ため池は海岸段丘沿いにあり、万一決壊した場合には、海岸沿いの集落や国道を直撃し被害を及ぼすことが予想されている。
- ・本地区では、甘藷、すいか、施設ナス、千両、ポンカン、水稻などの栽培が行われている。
- ・本地区にある38ヶ所のため池のうち改修済の5池を除いた33池について、平成22年度に実施した現地調査の結果により、漏水状況や堤体の変状、下流域の民家や公共施設に及ぼす影響等を総合的に判断し、今回改修する3池を決定した。
- ・本事業は、全体的な改修工事の実施により、集中豪雨や地震等による決壊を防止することで、ため池下流の集落や国道等の公共施設を決壊被害から守るとともに、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

(委員)

工事はため池の水を全部排出してから行うのですか。

(事務局)

そうです。

(5) 総括意見（第三者委員）

（委員長）

第三者委員の皆様にご審議していただくのはこれが最後の案件でございます。他に何かご意見等がございましたらお願いします。

（委員）

今回は排水とかんがいについていろいろご説明を受けましたが、そもそもこの審査会の目的は新規事業として妥当であるかということ審議するというので、工事内容や工法のご説明をいただいているわけですが、せっかく農業振興部の各課の皆さんがおいでになっておられるわけですので、単に工法とかそちらばかりではなくて、こういった事業を行うことによって、地域農業の持続的な発展を図るためにはどういうふうなことが将来できるのかということ話し合っていたらいいと思います。高知県には農業振興センターがありますよね。現場ではいろいろな問題を抱えているわけなので、そういったところのご意見をくみ上げるような形で事業を進めていただきたいと思いますし、また、農業基盤課以外の各課の方々からも意見を取り入れられるような仕組みが必要ではないかと思えます。水はあって当たり前ではないですよ。今日の説明で分かるとおり、苦勞をしてかんがいをして、苦勞をして排水するという、そのベースになる部分をやられているわけなので、ぜひ頑張ってやってください。

（委員長）

今後の審査会の展開について貴重なご意見をいただきました。他に何かご意見等はございますか。

（委員）

ストックマネジメント事業についてですが、私自身は実際にポンプが動いているところをまだ見たことがないです。それでちょっと失礼かもしれないのですが、小学生向けの見学会とか見学授業というようなことも必要かなと思います。子供たちが大人になる10年後20年後のことを考えれば、ポンプはこういうふう動いているとか、防災的にため池はこういうふうになっているということをお子孫たちに見せておくべきではないかなと思います。そういうことができればですが。

（事務局）

そういった方向で検討していきたいと思えます。

(6) 焼山地区地域農業水利施設ストックマネジメント事業（団体営）

【市町村名】	安田町
【事業概要】	頭首工（1箇所）
【事業費】	161,000千円
【負担割合】	（国）55%（県）15%（町）30%

[説明者：安芸農業振興センター（基盤整備課）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は昭和初期に築造後、昭和48年の災害復旧工事によりコンクリート造りに改築された施設であり、中芸地域でも有数の優良農業地域を支える取水源となっている。
- ・受益地内では、水稻、ナス、ピーマンを主体に、ミョウガ、アスパラ、トマト等の栽培が行われている。
- ・本施設は改築後40年が経過し、洪水時の砂礫、転石の流下等により、コンクリート表面が激しく摩耗、洗掘、深掘れしている。また、護床ブロックの摩耗、沈下、流亡も著しいため、堰本体の損壊にまで至る可能性が高く、頭首工機能の喪失が懸念されている。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の長寿命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

（委員）

工期が2年間かかるということですか。農閑期というか、水を使わない時期に実施することが必要ということですか。また、その時期は大体何月から何月ぐらいまでですか。

（事務局）

農閑期ということももちろんありますが、河川管理者から非出水期しか工事の許可をもらえませんので、11月から3月までが主に工事ができる時期だと思っています。本来であれば1年間で一気に全部やってしまいたいところですが、1回の非出水期の中に全部やってしまうのは工期的に難しいので、2年間の工期で計画しております。

（委員長）

2年間で間違いなく終わりますか。

（事務局）

今考えている工程では大丈夫だろうと見込んでおります。ただ、どうしても天気に左右されますので、冬場に雨の多い年になると遅れるということも考えられなくはないです。

（委員）

土砂吐のゲート化の図面はあるけれども、取水口のほうがないのはどうしてですか。

（事務局）

それほどメインのものではないので添付していませんが、高さ60cm、幅60cmのゲートを管理上安全な場所でハンドルを廻して開け閉めするというような構造になる予定です。

(委員)

団体営と県営との違いを教えてください。

(事務局)

ストックマネジメント事業につきましては、造成時に県営事業で整備しているかどうかは分かれ目になっておまして、県営事業で造成している施設については、県が事業主体となって基幹ストマネ事業でやることになっております。一方、規模が大きくても県営事業で造成していなければ、団体営の地域ストマネ事業で実施することになりますが、受益面積が10ha以上の施設であることが必要です。

(7) 横野区農村地域防災減災事業（団体営）

【市町村名】	いの町
【事業概要】	アンカー工（1箇所）、湧水処理工（3箇所）、排水路工（L=60m）
【事業費】	70,000千円
【負担割合】	（国）55%（県）5%（町）40%

[説明者：中央西農業振興センター（基盤整備課）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本地区の農地及び人家の背後地は急傾斜の山地斜面と崩壊地で形成されており、集落の外周を取り囲む形で「地すべり等の崩壊危険地」に指定されている。
- ・地区内では人家の変位や山留擁壁等のクラック、湧水の出現等が見受けられ、土砂災害の潜在が予期される状況となっている。
- ・地区住民は台風や豪雨の度に土砂崩壊の危険にさらされているため、早急に土砂崩壊の危険性を軽減する必要がある。
- ・本事業は、地域の状況に見合った対策工事を実施し、地域の防災力を向上させ、農業生産の維持、安全安心な生活環境の確保を図るものとなっている。

(委員)

費用対効果の2億3千万円というのは、3haの農地の生産効果ですか。

(事務局)

3haの農業所得等も関係ありますが、防災事業ということで、主には農業用施設、農地、農作物、公共施設、人家等の災害時の被害額を効果として算定しております。

(委員)

この防災事業はどういう箇所が農水省の所管になりますか。

(事務局)

主として農地保全を目的としているところが対象です。対象が農地でない場合は国交省や林野庁の所管ということになります。

(委員)

7千万円の事業費に対して4年間かけるというのは町の意向ですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

負担割合は国、県、他となっていますが、「他」が「町」ということですか。

(事務局)

そうです。

(委員長)

本地区は中山間地域等直接支払を導入しているとのことですが、集落協定は本地区と川を挟んだ対岸地区で1つの集落としているのですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

本地区では集落営農の組織をつくる準備をしているのですか。

(事務局)

そうです。今吾北に6組織ありまして、いずれも機械の共同利用的なところも整っておりますし、シシトウを作っていたようですけども、なかなか高齢化に伴って厳しくなっているようです。とはいえ、管理のほうはきちんとやられていますので、何とか農地が生きるような方向付けができればと考えております。

(委員)

用排水施設整備事業は県の負担が5%、あるいは土砂崩壊防止工事の県の負担が5%になっているのですか。他事業と比べて少ない気がします。

(事務局)

団体営につきましては、県の予算も非常に厳しいということと、県の継ぎ足しが少なくても国庫補助事業を実施したいという市町村の意向があり、確か平成20年度にそれまでの県費の継ぎ足しを半分に削減した経緯があり、他事業も同様になっています。

(委員長)

地域農業水利施設ストックマネジメント事業の県の負担割合は、当初から15%ですか。

(事務局)

はい。地域農業水利施設ストックマネジメント事業は平成23年度に創設された事業ですが、これからは施設の長寿命化対策が課題となってくるので、県としても可能な限り推進していきたいということで、他事業よりも高い継ぎ足しを行っています。

2. 計画変更地区

(1) 興津区農村地域防災減災事業（県営）

【市町村名】	四万十町
【審査概要】	津波避難タワー（4基）（対策工法の変更）
【事業費】	530,000千円 ⇒ 1,700,000千円（概算）
【負担割合】	（国）55%（県）35%（町）10%

[説明者：須崎農業振興センター（基盤整備課）]

【計画変更内容説明（事務局）】

- ・津波避難タワー3基については、平成17年に県が安政南海地震クラスを想定して作成した「高知県モデル」により海拔15mで設計し、平成24年度当初に建設工事が完了している。
- ・しかし、平成24年12月に県が公表した10mメッシュの浸水深予測に対する検証の結果、海拔15mでは高さが4m不足することが判明した。このため、未施工の1基を含む津波避難タワー4基について、計画高を海拔19mに変更する。
- ・また、3基の既設タワーについては、構造に対する安全性を検証するとともに、避難場所に空白期間が生じないようにするため、隣接箇所に海拔19mのタワーを新設し、完成後は昇降施設として利用する。
- ・未整備の避難路2路線、避難誘導灯7基、防火水槽2基については、地区全体の避難施設を早期完成させるために、他事業により四万十町が整備することとし削除する。
- ・これらの工事内容の変更に伴い、事業費が概算で1,170,000千円の増額となる。

（委員）

既設のタワーに設置している階段を利用して、今回隣接して設置する新たなタワーに避難するということですが、新設するタワーにも昇降施設を付けるのですか。

（事務局）

管理に必要な最小限の階段は設置することを考えています。

（委員）

新想定津波に対して既設のタワーはもたないという想定ですよ。

（事務局）

はい。

（委員長）

既設タワーが被害を受けて、隣の新設タワーへ渡るまでに既設部分が被害を受けるというようなことにはならないですか。

（事務局）

地震に対する既設タワーの安全性は確保できていますが、津波にはもたないということです。このため、津波が来るまでに新設タワーへの避難が完了しておく必要があります。

(委員長)

タワーが2つ並んで建つみたいなイメージですね。新たな用地は必要ですか。

(事務局)

既存施設の機能及び土地は最大限に活用しますが、新たなタワーを建てますので用地も新たに必要になってきます。

(委員長)

5億3千万円から17億円へ事業費が増える中に用地買収費も入っていますか。

(事務局)

入っています。

(委員)

事業費が3倍以上になっていますが、想定被害額は当初と変わらないですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

ここにはB/Cの計算がありませんが、それは大丈夫ですか。

(事務局)

現時点では概算ですが、1.0以上の費用対効果は確保できています。

(委員)

見直し後の海拔19mの根拠を説明してください。

(事務局)

県が昨年作成した手引きでは、最大浸水深に余裕高を2mから4mとることになっています。また、それぞれの地点では異なっていますので、計算上の必要高さは4基の避難タワーではバラバラになりますが、住民感情にも配慮して最大の高さである海拔19mで統一しております。

(委員長)

他部局で実施している避難タワーも同じような案で対応する形になっているのですか。

(事務局)

四万十市が下田で整備したタワーは本案のようなツインタワー方式がとられております。

(委員長)

他の案についても概算事業費は算定していますか。

(事務局)

他の案を採用しますと、どうしても既設の避難タワーを取り壊す必要があるということで、住民の避難施設がその期間確保できないということになりますので、事業費の算定まではしていません。

(委員)

当然地元合意は取れていると思いますが、事業費が3倍以上に跳ね上がるから、志和工区は後回しということですか。

(事務局)

志和工区については、新想定を受けて本事業で予定していた工種以外に避難広場とか避難路の追加要望がありましたので、四万十町が全体的に避難計画を見直して町で整備するということで協議ができております。それで今回、本事業から志和工区は削除します。

(委員)

後回しという話ではないということですか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

この事業は国の補助がありますよね。当然市町村及び県の負担が普通は減ると思いますけれど、それを外してまで町単独でやるというのは、工期的に時間がかかるからということですか。

(事務局)

スピードが求められるということもありますが、緊急防災・減災事業債等の町が実施するうえで有利な制度もありますので、総合的に判断し町単独で実施することになったということです。